

Fukushima Tech Create
アクセラレーションプログラム
公募要領

2020年7月10日

事業主：福島県、福島イノベーション・コースト構想推進機構
運営事務局：株式会社リバネス

目次

件名	3
目的	3
事業概要	3
公募概要	4
公募詳細	4
選考および採択	6
選考基準	6
採択者への通知および公表について	6
採択後の活動	6
プログラム参加規約への同意	6
支援内容の詳細	6
成果報告義務	7
公募全般に対する問い合わせ先	7

1. 件名

アクセラレーションプログラム

2. 目的

福島イノベーション・コースト構想推進地域（福島浜通り地域等15市町村（イノベ地域））において、イノベ地域のシーズ・資源・研究成果等の利用、イノベ地域の事業者等との連携等により、起業、新事業展開を行おうとする企業、個人を、専門事業者による支援、助成金、支援機関等支援の3つのエンジンにより実現に導くものです。

3. 事業概要

本プログラムは、株式会社リバネスが、福島イノベーションコースト構想機構（以下「イノベ機構」という。）より、2020年度福島イノベーション創出プラットフォーム事業の採択を受け運営するものです。

福島イノベ地域（※注）において、福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野に位置付けている「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」（以下、「重点6分野」）の各分野等で、ビジネス展開を志向するアーリーステージ等にある事業者等（以下「事業者等」という。）を募集し、早期の創業、事業安定化、シーズ等の実用化、事業化等を支援します。

（※注）福島イノベ地域：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の福島県浜通り等15市町村を指す。

1) 支援内容

採択後2020年9月上旬頃～2021年1月下旬に、下記の支援を行う。

採択された事業者等に対して専門の担当コミュニケーターをおき、定期的なコミュニケーションを実施するとともに、メンター（先輩起業家、ベンチャーキャピタル、大手企業等）や専門家により、採択された事業者等の状況に応じて適切に支援します。メンタリングでは、課題の明確化、課題解決のプロセス整理、スケジュール整理、研究開発戦略、知財戦略、海外進出戦略、大手企業等とのアライアンス戦略、販路に係る支援を行います。

- 1. メンタリング
- 2. 研究開発・製造開発支援
- 3. 資本政策・法務戦略
- 4. 会計、労務、知財戦略

2) 事業スケジュール

2020年7月10日	公募開始
2020年8月11日	公募締切
2020年9月上旬	採択結果通知/支援開始
2021年1月下旬	成果報告会
2021年1月下旬	採択事業者による成果報告完了

4. 公募概要

本プログラムでは、福島イノベ地域を活用し、その課題解決をきっかけに事業展開を目指すベンチャー企業等の発掘・支援を行います。本プログラムに参加し、福島イノベ地域にて重点6分野での事業展開を志向する企業・個人等を全国より10社程度募集します。

- 1) **募集テーマ**：廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙（重点6分野）
- 2) **募集対象**：福島イノベ地域において、重点6分野でビジネス展開を望む、アーリーステージのスタートアップ等の企業・個人等

a) 福島県を中心とした東北地域に拠点を持つ 5社程度

b) a)以外の首都圏をはじめとした地域に拠点を持つ 5社程度

- 3) **公募期間**：2020年7月10日(金)～2020年8月11日(火) (23:59まで)

- 4) **提出先と方法**：

株式会社リバネス アクセラレーションプログラム運営事務局

オンライン申請フォーム（<https://id.lne.st/>）より必要事項をご記入ください

「エントリーする」をクリックし、リバネスID（会員登録が必要です）を入力してください。「参加募集中のイベント」の「福島アクセラ申請フォーム」から申請してください。

※ 下書き保存状態のものは申請と認めません。

- 5) **採択までの行程**：

書類申請開始	7月10日
書類申請締切	8月11日(火) (23:59まで)
審査	8月下旬
採択結果通知	9月上旬
支援プログラム開始	9月上旬

5. 公募詳細

5.1. 対象分野

福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野に位置づけられる重点6分野（「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」）

5.2. 応募者の要件

応募者の要件は次の1)、2)、3)、4)のすべてを満たすこと。

- 1) 福島イノベーション・コースト構想を推進するイノベ地域に既に立地している、または、同地域に根差し将来的なビジネス展開を行う意思を有する個人、企業及び、同地域に法人格を有する団体等と連携して事業を行おうとする個人、企業であること。
なお、事業期間内における主たる活動地域が、イノベ地域内であることまでは求めない。
- 2) 「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」において、本事業実施期間中採択を受けている者で、採択されている事業テーマにて本プログラムに参加しようとする者。
- 3) 期間中の全てのプログラムへの参加が可能であること。
- 4) 以下の排除対象者のいずれにも該当しない者であること。
 - a) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - b) 法人等が、暴力団又は暴力団であることを知りながらこれから投資を受ける、又はこれと取引関係にあるなど、直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力又は関与している者。
 - c) 法人等の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - d) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - e) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- f) その他東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている者。
- g) 上述の排除対象者であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者。
- h) 公序良俗に反する事業を行う者。
- i) 事業の主たる課題の解決そのものを外注または委託する事業を行う者。
- j) 試作品等の製造・開発のすべてを他社に委託し、企画だけを行う事業。
- k) プログラムの趣旨にそぐわない事業を行う者。

6. 選考および採択

6.1. 選考の着眼点

支援先として決定するにあたっては、福島イノベ地域と連携した活動意欲、計画（構想）の実現可能性、シーズ・事業・課題解決方法などの新規性、社会的なインパクトなどにより総合的に判断します。

選考は、運営事業者である株式会社リバネスが進行し、応募者の申請書類は、福島イノベーション・コースト構想推進機構にも共有されます。本要項に基づき提案していただいた申請書に対して、イノベ機構の採択委員会における厳正な審査のうえ、提案された事業の採択を決定します。

6.2. 採択者への通知および公表について

審査の結果は、採択された企業・個人等に対して2020年9月上旬頃にイノベ機構より個別に通知します。なお、採択された事業者等に関しては2020年9月上旬に、ウェブサイト等で情報を公開します。

7. 採択後の活動

7.1. プログラム参加規約への同意

本支援プログラムはプログラム参加規約への同意後に開始します（参加規約は、プログラム運営者であり、運営事務局の株式会社リバネスが作成）。

7.2. 支援内容の詳細

7.2.1. メンタリング

定期的なコミュニケーションは、オンライン会議ツール、電子メール、電話、SNS等のシステムを積極的に利用し、月に1回程度のディスカッションを実施します。

採択された企業・個人等には、事業内容や技術背景等をふまえて、運営メンバーから、専属のコミュニケーターを設定します。専属コミュニケーターは、本事業期間およびその後にわたって支援者の進捗状況や課題を把握し、スムーズな成長に向

けて積極的な助言・サポートを行っていきます。総合的な経営課題全般に対する助言を行うほか、専門的なアドバイスも可能な限り行います。

7.2.2. 研究開発、製造開発支援

(1.メンタリング)の過程において、研究開発や製造に関する課題がアールリーステージ企業の重要なポイントと判明した場合には、リバネスの有する研究ネットワークから研究開発における助言者を探索するほか、コミュニケーターが共同で研究開発戦略立案を行います。

試作開発・コア技術開発においては、当社が有する全国の町工場ネットワーク(スーパーファクトリーグループ)を活用し、本課題に積極的に対応します。

※スーパーファクトリーグループ(<https://sfg.lne.st/>)とは世界中の革新的なものづくりに関する課題を解決することを目指した町工場のプラットフォームであり、株式会社リバネスが取りまとめを行っています。町工場が持つものづくりのノウハウを活用し、ベンチャー企業や大企業、研究者の掲げる課題の解決をものづくりの面からサポートします。

7.2.3. 資本政策・法務戦略

(1.メンタリング)の過程において、資本政策や法務戦略に関する課題が、アールリーステージ企業の重要なポイントと判明した場合には、連携するVCや法律事務所等から助言を支援対象企業に提供します。

7.2.4. 会計、労務、知財戦略

(1.メンタリング)の過程において、会計、労務、知財戦略に関する課題が支援対象の重要なポイントと判明した場合には、連携する各機関の知識を活用した助言を行います。

7.3. 成果報告義務

採択を受けた企業・個人等は、別途定める方法にて、成果報告をすることが必要となります。

8. 公募全般に対するお問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせ先は、下記のE-mailまたはお電話にてお願いします。
なお、審査の過程などに関するお問い合わせには応じかねます。

運営事務局(担当:武田、篠澤)

E-mail: fukushima-ic@lne.st TEL: 03-5227-4198